

## 監査役は何故騙されたのか—オルツ社の不正会計

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致しません。

2024 年 10 月に東証グロース市場に上場した(株)オルツが 10 か月後の 2025 年 8 月に上場廃止となった。AI を使った「AIGIJIROKU」(AI 議事録) の提供を始めてぐんぐん売上を伸ばしていた企業の、驚くべき事態であった。上場廃止に先立つ 2025 年 7 月 25 日に第三者委員会の調査報告書があり、売上の 9 割が循環取引による過大売上計上によるとされ、2025 年 10 月 13 日には、日経新聞から元オルツ経営企画部長の S 氏の「オルツ、黙殺された内部告発『これはクロ』上場前に警告した元部長」と称する記事が掲載された。

これらの情報を基に、監査役が循環取引とされる事件について、何故傍観していたのか、何故、騙されたのかを考えてみたい。

### 1. 以下は、S 氏の告白の概要である。

S 氏がオルツ社に経営企画部長として入社したのは、前任の監査法人 A 監査法人が辞めると決めた直後の 2022 年 9 月 1 日であった。2022 年 10 月 11 日にオルツと A 監査法人の契約解約。

また、A 監査法人からオルツ側に出す申し送りの文書の下書きに、循環取引ではないとの十分な監査証拠が入手できなかった、旨が書かれていた。

また、オルツの製品の売上が多い 4 つの取引先があり、それに相対する 4 つの広告宣伝会社への広告宣伝費の支払いがあった。これが、オルツの代金回収に充てられたとすれば、循環取引になる。

販売会社にしても、ノベルティグッズ会社やイベント会社が「AI 議事録」を毎月数千万円売っているのは不自然であり、まず「AI 議事録」はオルツ社内でも全然使われていなかった。広告費が数億円単位なのに広告を全然見かけなかった。

社内の共有フォルダーに、「AI 議事録」の管理表のようなファイルがあり、循環取引を確信し、9 月 9 日に常勤監査役に循環取引の疑いがあると伝えた。監査役は、全然知らなかつた旨の返事だったという。

次いで、9 月 12 日、CFO の H 氏と Y 社長に問題のある取引だと伝えた。それに対して、グレーを対外的にはクロではない見せ方にできないか、S さんの力を貸してほしいとか、販売代理店の売上を確実にしてもらうために、オルツから広告宣伝費を出しており、ある会計士にも OK を貰っているとかの返事があった。

最後に、監査役には退職前に自分の考え、つまり循環取引であること、第三者による調査委員会の設置が必要であることを伝え、証拠のデータや資料を渡した。しかし、動きは無く、9月22日にH氏に退職する意向を伝えた。9月30日、S氏退職。

2024年10月、オルツ社は東証グロース市場への上場を決定したが、S氏によれば、相変わらず、売上と広告宣伝費の連携が続いている、循環取引が継続していると確信し、翌11月、証券取引等監視委員会などに情報提供したという。

## 2. なぜ見破れなかつたのか

監査委員会は、これを受けて、2025年4月初旬より調査を開始、オルツの「AI議事録」の有料アカウントに関し、一部の販売パートナーから受注し計上した 売上について、有料アカウントが実際には利用されていないなど、売上が過大に計上されている可能性が認められた。オルツは、同年4月25日に第三者委員会の設置を決定した。

2025年7月25日の第三者委員会の調査報告書から見てみよう。

A監査法人は、2022年2月頃、(販売代理店である)M社とN社の代表取締役及び本店所在地が同一であること並びに(広告宣伝会社である)R社とQ社がグループ会社であることを把握し、オルツに対し、同一グループへの売上・費用が同額程度発生する場合には、売上(サービス提供)の実在性及び広告サービス提供の実在性の確認が必要であり、これら、オルツに対し、2022年6月6日、販売代理店と広告代理店が同一の企業グループであって循環取引のおそれがあると想定される外観を有していることを指摘し、現在の状況では2021年12月期の監査をも受嘱できないと告げた。2022年10月11日に契約解約。

A監査法人の指摘を受けて、オルツは、2023年2月末分を持って、O社に対して支払う広告宣伝費の支払を停止し、広告代理店をA社1社に集約した。(45頁)

その他、このような策を取ることによって、オルツは循環取引の疑惑から逃れようとした。

常勤監査役のN氏は、その後に実施された新たに選任されたSD監査法人の監査によって、循環取引の疑義は解消されたものと認識していたが、この点について、後に次のように語っている。

2022年10月17日、オルツの全株主に対し、調査報告書と題する書面をメール送付し、その中で、オルツはA監査法人に対して十分な証票を提出していることをあらためて確認した旨を報告しているが、N氏によれば、H氏からの依頼を受けたものであったうえ、実際にはオルツ社のコーポレート本部長兼財務経理部長兼経営管理部長に対して質問することにより事情を確認したに留まり、A監査法人に対して、証票をあらためて精査・確認していないかった。(63頁)

監査法人がSDに代わって、A監査法人から「循環取引の疑惑が生じた」との指摘を受け取っていたものの、オルツが商流を変更して、販売代理店と同一グループ内の広告代理店と

の取引を終了させた後は、売上は順調に伸び続けていたこともあり、通常の監査手続を実施する中で、オルツより売上及び広告宣伝費の取引の実態があるかのような事実と異なる資料の提供を受けていたため、SD 監査法人は、オルツの決算数値に疑念を抱くことなく、無限定適正意見を表明していた。(98 頁)

### 私のコメント

1. 2025 年 10 月 28 日、証券取引等監視委員会は、オルツ元社長ら 4 人と、法人としての同社を有価証券報告書の虚偽記載などの容疑で刑事告訴し、翌 10 月 29 日、東京地検は、2024 年 12 月期の決算では、売上高が約 10 億 9000 万円だったにもかかわらず、約 60 億 5700 万円と偽った有価証券報告書を提出したとして、元社長ら 4 人を起訴した。監査役は 4 人には入っていない。この裁判の行方を見守りたい。

2. まず監査役にやって欲しかったことは、事実を見ることである。S 氏が気づく前から、何故「AI 議事録」は社内で使われていないのか、本当に販売先及びエンドユーザーで使われているのか、疑問に思ったら、それを具体的に調べてみることである。

第三者委員会の調査報告書には、販売会社へ販売したアカウント数、及びエンドユーザーに付与されたアカウント数を記録している状況は確認できなかった。(35 頁ほか)。

また、A 社が対価に相当する広告代理店業務を実際に提供していたことを裏付ける客観的な証拠の存在は確認できなかった。(37 頁ほか)

これらの事は監査役が調査をすれば、直ぐに分かったであろうと思われる。しかし、監査役の中には、監査役は、監査法人の監査結果を評価すればよい、自ら調査する必要はない、とする意見もある。しかし、会社法にはそのようなことは書かれていません。あくまで監査役の任務として調査すべきである。S 氏の指摘があったことを考えれば、ことさら監査役自身が調査をしなければならなかった。